

消費者被害注意報 No. 40

相談事例

《相談の内容》

数日前、突然A社から電話がかかってきた。
「カンボジア農地不動産投資のパンフレットがB社という会社から送られてきていますか？そのパンフレットを高値で買い取るので譲って欲しい！」という内容であった。

後日、本当にB社から緑色のパンフレットが自宅に届いた。
あやしい話だから、そのまま放置したいと思うが、大丈夫だろうか？



「投資のパンフレットが送られてきたら、高値で買い取るので譲って欲しい！」・・・そんなうまい話、ありません！！

《対処方法》

複数の業者が次々と登場し、結果的に言葉巧みに金融商品を購入させる「**劇場型**」の新たな勧誘手口であることを説明しました。パンフレットを買い取るとの申出ですが、買い取りが実行される可能性はほとんどありません。

今後、電話がかかってきた際には、「**関心がありません！お断りします！電話をかけないでください！**」とキッパリ断るように助言しました。

見守りのポイント

高齢者をターゲットにした金融商品関連のパンフレットやリーフレットの封書を送りつけ、別の業者を装って「高値で買い取ります」という、**劇場型の手口**がととも増加しています。他にも**実態不明の「鉱物の採掘権」「グリーン電力証書」「有料老人ホームの利用権」「水資源の権利」**など、名目は様々です。

高齢者は新しい手口とは気付かず、被害を受けるケースが多くみられます。普段から「こんな手口があるのか！」「おいしい話はない！」と話題にしておきましょう。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

＜連絡・問い合わせ先＞ 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111